

令和2年度 情報公開・個人情報保護の実施状況

凡例 問い合わせ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

情報公開制度

情報公開制度は、皆さんからの求めに応じて、区政に関するさまざまな情報を開示する制度です。

条例では、区政情報の開示を請求する区民の権利を明らかにし、区政情報の範囲や請求の方法、開示手数料、審査請求の手続などを定めています。

令和2年度の区政情報開示の処理状況は、別表1のとおりです。

件数は、合計1,863件で、決定の内容は、開示が1,263件(67.8%)、一部開示が498件(26.7%)、非開示が97件(5.2%)、存否応答拒否が5件(0.3%)でした。この他、区民の皆さんへ積極的に情報を提供するため、区役所1階の情報公開コーナーで、区が発行した刊行物などの行政資料の閲覧や貸し出しを行っています。また、区などが発行している有償刊行物の販売も行っていますのでご利用ください。

個人情報保護制度

個人情報保護制度は、区民の皆さんのプライバシーを守るため、自分の個人情報の開示などを求めることができる制度です。条例では、自己情報の開示などを請求する区民の権利を明らかにするとともに、区が管理する個人情報について、適正な管理や利用のルールを定め、不正に取り扱った場合の罰則を規定しています。

令和2年度は、開示請求が64件で、決定の内容は、開示が23件、一部開示が32件、非開示が8件、存否応答拒否が1件でした。

個人情報を取り扱う事務は、その利用目的、内容などを記載し、登録を行います。また、登録した目的以外で個人情報を利用したときや、外部への提供をしたときは、理由などを記載した記録票を作成しています。

登録票および記録票は、どなたでも閲覧できます。事務の登録などの状況は、別表2のとおりです。

総務課情報公開係

☎(3546)5291

別表2 個人情報取扱事務の登録などの状況

令和2年度末現在

項目	区長	教育委員会	選挙管理委員会	監査委員	議会	計
事務の登録	264件	57件	4件	1件	8件	334件
個人情報ファイル	483件	52件	33件	0件	0件	568件
外部委託	197件	17件	1件	0件	1件	216件
目的外利用	80件	26件	1件	0件	0件	107件
外部提供	198件	10件	12件	2件	0件	222件

別表1 令和2年度 区政情報開示請求の主な内容および件数

開示請求の内容	決定の内容	件数
解体工事事前周知届出、再開発事業に関する文書など都市整備部が保有する文書	開示	293件
	一部開示	177件
	非開示	8件
	存否応答拒否	1件
一般診療所台帳、歯科診療所台帳など区内診療所に関する文書	開示	352件
	一部開示	9件
	非開示	34件
	存否応答拒否	2件
食品関係営業者台帳ファイルなど食品衛生に関する文書	開示	337件
	一部開示	8件
	非開示	1件
美容所施設一覧など生活衛生施設に関する文書	開示	149件
	一部開示	86件
	非開示	9件
	存否応答拒否	1件
教育委員会定例会に係る配布資料など教育委員会事務局が保有する文書	開示	49件
	一部開示	61件
	非開示	8件
大気汚染測定結果など環境土木部が保有する文書	開示	45件
	一部開示	25件
	非開示	7件
住宅宿泊事業に関する書類など福祉保健部が保有する文書	開示	6件
	一部開示	58件
	非開示	8件
中央区総合スポーツセンターなどの実績報告書など区民部が保有する文書	開示	4件
	一部開示	52件
	非開示	5件
区長交際費出納簿など総務部が保有する文書	開示	21件
	一部開示	18件
	非開示	7件
[区のおしらせ ちゅうおう]に関する書類など企画部が保有する文書	開示	5件
	一部開示	1件
	非開示	4件
	存否応答拒否	1件
議長交際費出納簿など区議会議会局が保有する文書	開示	2件
	一部開示	3件
	非開示	2件
特定企業との契約に関する文書など会計室が保有する文書	開示	0件
	一部開示	0件
	非開示	2件
特定企業との契約に関する文書など選挙管理委員会事務局が保有する文書	開示	0件
	一部開示	0件
	非開示	1件
特定企業との契約に関する文書など監査事務局が保有する文書	開示	0件
	一部開示	0件
	非開示	1件
合計	開示	1,263件
	一部開示	498件
	非開示	97件
	存否応答拒否	5件

予防接種のご案内

予防接種を受けることは、感染症の発症や、かかった場合の重症化を予防する効果があります。接種時期に、お知らせと予診票を送付します。体調の良い時に早めに受けましょう。

中央区へ転入された方で、未接種の予防接種がある場合は、中央区保健所、日本橋・月島保健センターで手続きを行いますので、母子健康手帳を持参の上、お越しください。

◎法律による対象年齢を過ぎると、公費による接種はできませんのでご注意ください。

日本脳炎予防接種の第2期勧奨再開

平成28年度より、9歳に達する方に第2期接種の勧奨を再開しました。

◎第2期勧奨再開に伴い、平成19年4月2日から平成21年10月1日生まれたの方は、第1期の未接種分を特例対象として9歳から13歳の前

日まで接種できます。第1期の未接種分がある方は、予診票の交付を行っていますので、中央区保健所、日本橋・月島保健センターに母子健康手帳を持参の上、お越しください。

日本脳炎予防接種の特例対象の勧奨

平成15年4月2日から平成16年4月1日生まれの方へ6月中旬に第2期未接種分の予診票を送付しました。

◎今回の勧奨対象ではない平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれた方は、20歳の前日まで接種できます。

◎第1期、第2期の未接種分がある方は、予診票の交付を行っていますので、中央区保健所、日本橋・月島保健センターに母子健康手帳を持参の上、お越しください。

MR(麻しん風しん混合)ワクチンおよび麻しんワクチン未接種分の任意接種

麻しんの排除や感染拡大の防止を図るため、麻しんの予防接種が2回完了していない方に費用助成を行っています。

対象

- ・満2歳から第2期対象前の方のうち、麻しん未罹患でMR1期を未接種の方
- ・小学校1年生から高校3年生相当までの年齢の方のうち、麻しん未罹患で2回の麻しん予防接種が完了していない方
- ・上記いずれにも該当しない、麻し

ん未罹患で2回の麻しん予防接種が完了していない20歳未満の方対象ワクチン

原則、MRワクチン接種方法など

任意MR予診票に必要事項を記入の上、指定医療機関で無料接種できます。中央区保健所、日本橋・月島保健センターで手続きを行いますので、母子健康手帳を持参の上、お越しください。

◎免疫の効果から接種後1年間は2度目の接種はできませんのでご了承ください。

☎中央区保健所健康推進課予防係 ☎(3541)5930

児童手当のご案内

対象

中学校修了前(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方。

◎公務員の方は勤務先から支給されますので、勤務先に申請してください。

◎住所や口座などに変更が生じた場合や受給者が死亡した際には、届

け出が必要です。

要件

- ・父母ともに所得がある場合、所得の高い方が支給対象となります。
- ・対象となるお子さんが日本国内に居住していることが必要です。ただし、海外留学の場合は条件により受給できる場合があります。

手当額

別表3のとおり

☎子育て支援課子育て支援係

☎(3546)5350

別表3

年齢	月額	
3歳未満(3歳の誕生日まで)	一律	15,000円
3歳~小学生	第1子・第2子(※1)	10,000円
	第3子以降(※1)	15,000円
中学生	一律	10,000円
所得制限額以上の方(特例給付)(※2)		5,000円

(※1)満18歳到達後の最初の3月31日まで(高校生以下)のお子さんだけで数えます。ただし、手当の支給対象となるのは中学生までのお子さんです。

(※2)所得により手当の支給額が変わります。所得制限額については、お問い合わせください。